

特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）（第二条関係）

改正案		現行	
六 (略)	納付しなければならない者	金	額
		<p>（特許法関係手数料） 第一条（略） 2 特許法第九十五条第二項（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三の規定により手数料の軽減を受ける場合を含む。）の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。</p>	
六 (略)	納付しなければならない者	金	額
		<p>（特許法関係手数料） 第一条（略） 2 特許法第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。</p>	
<p>一件につき十六万八千六百円に一請求項につき四千円を加えた額（特許庁が千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「条約」という。）第十八条(1)に規定する国際調査報告（以下「国際調査報告」という。）を作成した国際特許出願にあつては一件につき十萬千二百円に一請求項につき二千四百円を加えた額、</p>		<p>一件につき十六万八千六百円に一請求項につき四千円を加えた額（特許庁が千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「条約」という。）第十八条(1)に規定する国際調査報告（以下「国際調査報告」という。）を作成した国際特許出願にあつては一件につき十萬千二百円に一請求項につき二千四百円を加えた額、</p>	

七 十四 (略)	
	<p>工業所有権に関する 手続等の特例に関する 法律第三十九条の 三に規定する特定登 録調査機関が交付す る同法第三十九条の 二の調査報告(以下 「調査報告」という 。)を提示して出願 審査の請求をした特 許出願であつて特許 庁が国際調査報告を 作成しなかつたもの にあつては一件につ き十三万四千九百円 に一請求項につき三 千二百円を加えた額 、特許庁以外の条約 に規定する国際調査 機関が国際調査報告 を作成した国際特許 出願であつて調査報 告を提示しないで出 願審査の請求をした ものにあつては一件 につき十五万七七百 円に一請求項につき 三千六百円を加えた 額)</p>

七 十四 (略)	
	<p>特許庁以外の条約に 規定する国際調査機 関が国際調査報告を 作成した国際特許出 願にあつては一件に つき十五万七七百円 に一請求項につき三 千六百円を加えた額</p>

3・4 (略)

(実用新案法関係手数料)

第二条 実用新案法第五十四条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

納付しなければならない者	金額
一 実用新案法第二条の五第一項において準用する特許法第五条第一項の規定、実用新案法第三十二条第三項の規定若しくは同法第十四条の二第五項、同法第三十九条の二第四項、同法第四十五条第二項若しくは同法第五十四条の二第五項において準用する特許法第四条の規定による期間の延長又は実用新案法第二条の五第一項において準用する特許法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者	一件につき二千百円

2・3 (略)

(実用新案技術評価の請求の手数料の減免)

第二条の二 実用新案法第五十四条第八項の規定による実用新案技術評価の請求の手数料の軽減又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 三 (略)

2 (略)

3・4 (略)

(実用新案法関係手数料)

第二条 実用新案法第五十四条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

納付しなければならない者	金額
一 実用新案法第二条の五第一項において準用する特許法第五条第一項、実用新案法第三十二条第三項若しくは同法第四十五条第二項において準用する特許法第四条の規定による期間の延長又は実用新案法第二条の五第一項において準用する特許法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者	一件につき二千百円

2・3 (略)

(実用新案技術評価の請求の手数料の減免)

第二条の二 実用新案法第五十四条第十項の規定による実用新案技術評価の請求の手数料の軽減又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 三 (略)

2 (略)

附則

1・2 (略)

3 特許法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二十七号）の施行前にした特許出願に係る手数料の額については、第一条第二項の表第六号中、「十六万八千六百円に一請求項につき四千円を加えた額（特許庁が千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「条約」という。）第十八条(1)に規定する国際調査報告（以下「国際調査報告」という。）を作成した国際特許出願にあつては一件につき十萬千二百円に一請求項につき二千四百円を加えた額、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三に規定する特定登録調査機関が交付する同法第三十九条の二の調査報告（以下「調査報告」という。）を提示して出願審査の請求をした特許出願であつて特許庁が国際調査報告を作成しなかつたものにあつては一件につき十三萬四千九百円に一請求項につき三千二百円を加えた額、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査報告を作成した国際特許出願であつて調査報告を提示しないで出願審査の請求をしたものにあつては一件につき十五萬七千七百円に一請求項につき三千六百円を加えた額」とあるのは、「十五萬四千六百円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき一萬八千円を加えた額（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三に規定する特定登録調査機関が交付する同法第三十九条の二の調査報告を提示して出願審査の請求をした特許出願にあつては一件につき十二萬三千七百円に一発明につき一萬四千四百円を加えた額）」と、同表第十一号中、「四萬九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは、「二萬七千五百円に一発明につき二萬七千五百円」と、同表第十三号中、「四萬九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは、「二萬七千五百円に一発明につき二萬七千五百円」とする。

附則

1・2 (略)

3 特許法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二十七号）の施行前にした特許出願に係る手数料の額については、第一条第二項の表第六号中、「十六萬八千六百円に一請求項につき四千円を加えた額（特許庁が千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「条約」という。）第十八条(1)に規定する国際調査報告（以下「国際調査報告」という。）を作成した国際特許出願にあつては一件につき十萬千二百円に一請求項につき二千四百円を加えた額、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査報告を作成した国際特許出願にあつては一件につき十五萬七千七百円に一請求項につき三千六百円を加えた額）」とあるのは、「十五萬四千六百円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき一萬八千円を加えた額」と、同表第十一号中、「四萬九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは、「二萬七千五百円に一発明につき二萬七千五百円」と、同表第十三号中、「四萬九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは、「二萬七千五百円に一発明につき二萬七千五百円」とする。

実用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）（第三条関係）

<p>改正案</p>	<p>（職権による登録） 第六条 次に掲げる事項の登録は、特許庁長官が職権でしななければならぬ。 一・二（略） 三 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第四十六条の二 第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願がされた 旨 四（七）（略）</p>
<p>現行</p>	<p>（職権による登録） 第六条 次に掲げる事項の登録は、特許庁長官が職権でしななければならぬ。 一・二（略） 三（六）（略）</p>

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（平成二年政令第二百五十八号）（第四条関係）

改正案	現行
<p>（登録情報処理機関の登録等の有効期間）</p> <p>第二条 法第十九条の二第一項（法第三十九条及び第三十九条の十一において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。</p> <p>第三条 （略）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>第五条 （略）</p>	<p>（登録情報処理機関の登録等の有効期間）</p> <p>第一条の二 法第十九条の二第一項（法第三十九条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。</p> <p>第二条 （略）</p> <p>第二条の二 （略）</p> <p>第三条 （略）</p>

特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令（平成七年政令第二百五号）（第五条関係）

改 正 案

現 行

特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「平成五年改正法」という。）の施行前にした実用新案登録出願であつて、特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第一百十六号）第二条の規定の施行前に出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達がされていないものについての次の表の上欄に掲げる平成五年改正法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年改正法第三条の規定による改正前の実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「平成五年改正法」という。）の施行前にした実用新案登録出願であつて、特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第一百十六号）第二条の規定の施行前に出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達がされていないものについての次の表の上欄に掲げる平成五年改正法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年改正法第三条の規定による改正前の実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第十三条の三 第四項	第十二条第三項及び第四項並びに第二十八条、特許法第五十二条の二（訴訟手続の中止）	第二十八条、特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）第一条の規定による改正後の特許法（以下「平成十五年改正特許法」という。）第六十五条第四項	第十三条の三 第四項	第十二条第三項及び第四項並びに第二十八条、特許法第五十二条の二及び第一百五十五条（訴訟手続の中止及び書類の提出）	第二十八条、特許法第一百五十五条、特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）第一条の規定による改正後の特許法（以下「平成十五年改正特許法」という。）第六十五条第四項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	第五十条の二	(略)
(略)	第十二条第三項(第十三条の三第四項(第四十八条の十三第二項において準用する場合を含む。))	(略)
(略)	第十三条の三第四項(第四十八条の十三第二項において準用する場合を含む。))	(略)
(略)	第五十条の二	(略)
(略)	第十二条第三項(第十三条の三第四項において準用する場合を含む。))	(略)
(略)	第十三条の三第四項	(略)

特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十五年政令第三百九十八号）（第六条関係）

改 正 案

現 行

附 則

附 則

（特許法等関係手数料令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 特許法等の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定する一部施行日（以下単に「一部施行日」という。）前にした特許出願（一部施行日以後にする特許出願であつて、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第四十四条第二項（同法第四十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により一部施行日前にしたもの）とみなされるもの（以下「一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願」という。）を除く。）に係る手数料については、第五条の規定による改正前の特許法等関係手数料令第一条第二項の表第一号から第四号まで及び第六号並びに附則第三項の規定は、なおその効力を有する。

（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 特許法等の一部を改正する法律第七条の規定による改正前の大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号。以下「旧大学等技術移転促進法」という。）第十二条第一項の認定を受けた者が一部施行日前に譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る国有的特許権若しくは実用新案権（以下「特許権等」という。）若しくは特許を受ける権利若しくは実用新案登録を受ける権利（一部施行日前にした特許出願（一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を除く。）又は一部施行日前にした実用新案登録出願（一部施行日以後にする実用新案登録出願であつて、実用新案法（昭和三十四年法律第二百一十三号）第十条第三項の規定又は同法第十一条第一項において

準用する特許法第四十四条第二項の規定により一部施行日前に
したものとみなされるものを除く。）に係るものに限る。以下
「特許を受ける権利等」という。）又はその特許を受ける権利
等に基づいて取得した特許権等について納付すべき特許料若し
くは登録料又は手数料については、第六条の規定による改正前
の大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転
の促進に関する法律施行令（以下「旧大学等技術移転促進法施
行令」という。）第三条から第六条までの規定は、一部施行日
以後においても、なおその効力を有する。

2 旧大学等技術移転促進法第十三条第一項の認定を受けた者（
同項に規定する試験研究独立行政法人（以下単に「試験研究独
立行政法人」という。）における技術に関する研究成果につい
てその活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行
う者に限る。）が一部施行日前に譲渡を受けた試験研究独立行
政法人における技術に関する研究成果に係る当該試験研究独立
行政法人が保有する特許権等若しくは特許を受ける権利等又は
その特許を受ける権利等に基づいて取得した特許権等について
納付すべき特許料若しくは登録料又は手数料については、旧大
学等技術移転促進法施行令第三条から第六条までの規定は、一
部施行日以後においても、なおその効力を有する。

第四条（略）

第二条（略）

平成十五年改正前の特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）（第七条関係）

改正案		現行	
六 (略)	一〇五 (略)	納付しなければならない者	納付しなければならない者
	金額	金額	金額
<p>一件につき八万四千三百円に一請求項につき二千円を加えた額（特許庁が千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「条約」という。）第十八条(1)に規定する国際調査報告（以下「国際調査報告」という。）を作成した国際特許出願にあつては一件につき一万六千九百円に</p>		<p>一件につき八万四千三百円に一請求項につき二千円を加えた額（特許庁が千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「条約」という。）第十八条(1)に規定する国際調査報告（以下「国際調査報告」という。）を作成した国際特許出願にあつては一件につき一万六千九百円に</p>	
<p>（特許法関係手数料） 第一条（略） 2 特許法第九十五条第二項（特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十九号）第四条の規定による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「平成十六年改正特例法」という。）第三十九條の三の規定により手数料の軽減を受ける場合を含む。）の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。</p>		<p>（特許法関係手数料） 第一条（略） 2 特許法第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。</p>	

七十四 (略)

一請求項につき四百円を加えた額、平成十六年改正特例法第三十九条の三に規定する特定登録調査機関が交付する平成十六年改正特例法第三十九条の二の調査報告（以下「調査報告」という。）を提示して出願審査の請求をした特許出願であつて特許庁が国際調査報告を作成しなかつたものにあつては一件につき五万六千二百円を加えた額、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査報告を作成した国際特許出願であつて調査報告を提示しないで出願審査の請求をしたものにあつては一件につき六万七千四百円に一請求項につき千六百円を加えた額

七十四 (略)

一請求項につき四百円を加えた額、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査報告を作成した国際特許出願にあつては一件につき六万七千四百円に一請求項につき千六百円を加えた額

3
·
4

(略)

3
·
4

(略)